

愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条「公の施設に関する指針」について（概要）

1 指針の趣旨

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、本県が設置する「公の施設」の管理者が施設利用許可にあたり、判断の指針となるよう策定する。

○愛知県人権尊重の社会づくり条例

（公の施設に関する指針）

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。（2022年10月1日施行）

2 対象となる施設

地方自治法第244条第1項で規定する「公の施設」で、本県の設置・管理条例で定めるもの（指定管理者制度導入施設を含む。）

3 指針の概要

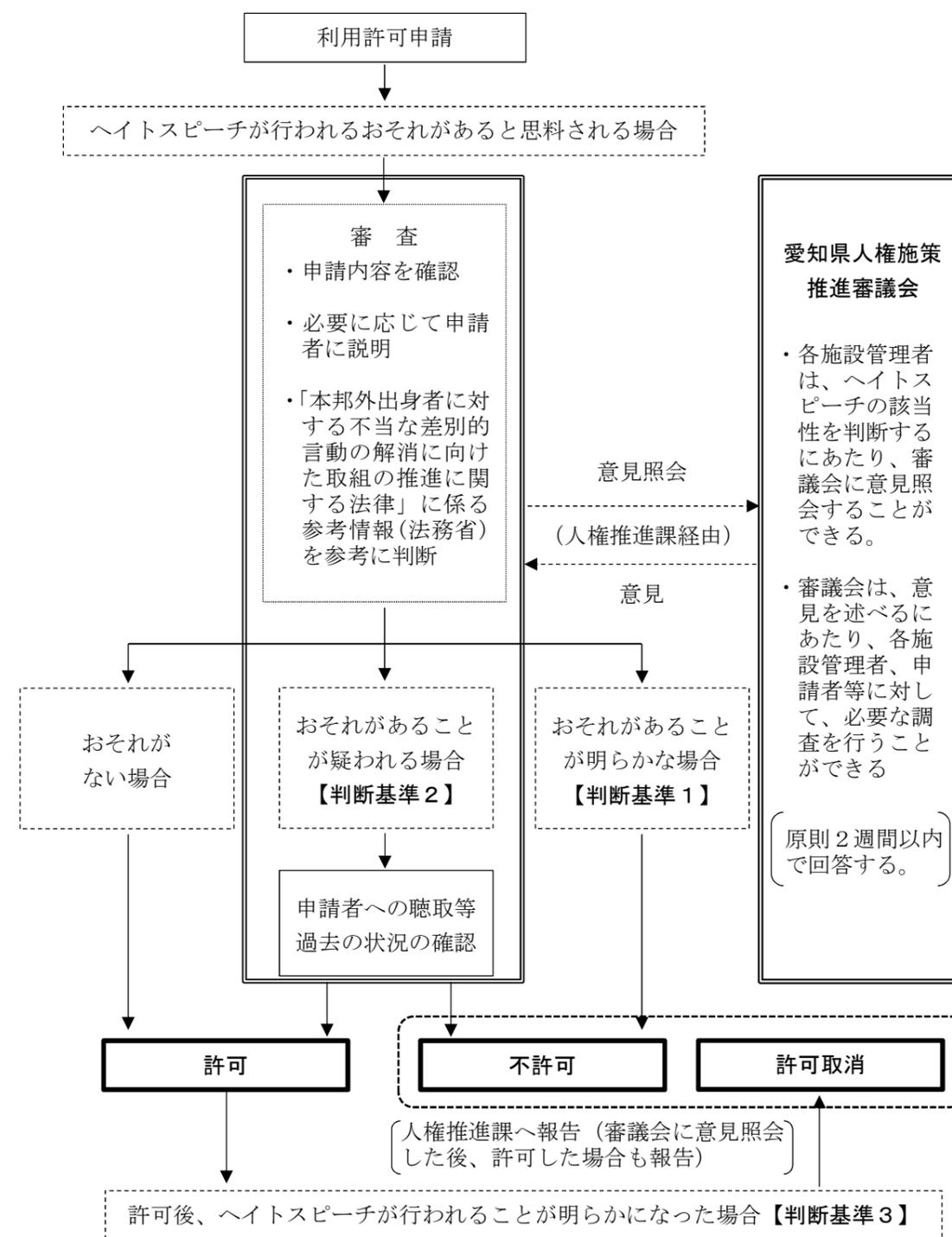
- ・2016年に策定した「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき』に関する判断基準」及び2019年に策定した「公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための対応マニュアル」（別添1）の内容を、「指針」としてまとめる。
- ・新たに、各施設管理者が本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）の該当性の判断に迷う場合、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」とする。）への意見照会の手続を盛り込む。
- ・当該指針（案）は、7月11日の審議会の専門部会（4名：大学教授2名、弁護士2名）で審議され、案について了承済。今後、8月24日開催の本審議会で審議・決定し、9月上旬に人権推進課ウェブページで公表、本年10月1日から施行（予定）。

<ヘイトスピーチの該当性の判断>

- ・基本的には、各施設管理者において、法務省の「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報」（別添2）を参考にヘイトスピーチの該当性について判断。
- ・判断に迷う等の場合は、審議会に意見照会が可能。
- ・審議会の意見等を踏まえ、以下の区分に従って、客観的・具体的な事実を照らし、各施設管理者が「許可」・「不許可」・「許可の取消」を決定。

区分	状 況	対 応
判断基準 1	「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合	不許可
判断基準 2	「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが疑われる場合	
	申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行い、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合	許可
	申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行っても、ヘイトスピーチが行われることが明らかにならなかった場合	
判断基準 3	許可後、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合	許可の取消

公の施設の利用許可に係るフロー図



<施設管理者におけるその他の対応>

- 利用許可申請前の対応
利用の不許可基準を公開する（Web ページ掲載、申請窓口掲示 等）。
- 利用当日の対応
 - ・必要に応じて利用状況を確認する。
 - ・ヘイトスピーチを確認した場合、口頭でやめるよう求める。
 - ・やめない場合、「指示書」を手交する。
 - ・従わない場合、「中止命令書」を手交する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」に関する判断基準

〔 2016年6月9日付け28県総第106号愛知県民生活部長通知
一部改正：2019年11月20日付け31人推第75号愛知県民文化局長通知 〕

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が行われるおそれがあるとき」に関する判断基準は、次のとおりとする。

- 1 利用許可申請書（以下「申請書」という。）の記述から「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合

申請書に記述された利用目的、催物の名称等に、特定の民族等の属性に着目した侮蔑的、脅迫的表現が含まれている場合等、ヘイトスピーチが行われることが明らかなき場合は、利用を不許可とする。

- 2 申請書の記述からは明らかではないが、「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」と疑われる場合

申請書の記述等からヘイトスピーチが行われるおそれがあると疑われる場合（過去にヘイトスピーチをデモ、街宣活動、集会等により行ってきた団体や個人が申請者となっている場合等）においては、申請者にその利用目的について聴取する等により審査基準該当性を確認することとし、ヘイトスピーチが行われることが明らかになったときは、利用を不許可とする。

なお、ヘイトスピーチを行わないことを確認したにもかかわらず、これに反し、ヘイトスピーチを行ったものから、不特定多数の者が参加可能な集会等（特定少数の者が参加する集会等で、その模様を動画配信することが公表されているもの等を含む。）を行うことを目的として利用許可の申請があった場合には、判断基準1（「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合）に該当するものとみなすことができるものとする。

- 3 利用許可後に第三者からの情報等によりヘイトスピーチが行われることが明らかとなった場合

一旦、利用を許可した場合であっても、その後、主催者が作成したチラシやウェブページ等により、ヘイトスピーチが行われることが明らかとなった場合は、申請書又は申告の内容が虚偽であることを確認し、利用許可を取り消す。

公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための対応マニュアル

〔 2019年11月20日付け31人権第75号愛知県民文化局長通知
一部改正：2020年12月24日付け2人推第82号愛知県民文化局長通知 〕

本県の公の施設を利用して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（以下本文において「ヘイトスピーチ」という。）が行われることを防止するため、施設管理者（指定管理者を含む。）向けの対応マニュアルを作成する。

利用の許可、不許可の判断に当たっては、令和元年11月20日付け31人推第75号愛知県民文化局長通知の別紙判断基準を参考とすることとし、その他の対応については、このマニュアルによるものとする。

1 利用許可申請前の対応

利用の不許可基準（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」など。以下同じ。）を申請に係るウェブページに掲載したり、申請窓口に掲示したりするなどして、広く一般に公開しておくこと。

2 利用許可申請時の対応

- (1) 不特定多数の者が参加可能な集会等（特定少数の者が参加する集会等で、その模様を動画配信することが公表されているもの等を含む。）の場合は、利用の不許可基準に該当する利用をしない旨を記載した文書（様式例1）に申請者の署名又は記名をさせた上、当該文書の提出を求めること。

なお、提出を拒否された場合は、拒否の理由を確認した上、利用の不許可基準について十分説明すること。

- (2) ヘイトスピーチが行われるおそれがあるとき（判断に迷うものを含む。）は、施設管理者は人権推進課に速やかに報告すること（指定管理者にあつては、主務課を経由して人権推進課に報告すること。）。

3 利用許可後から利用当日までの対応

集会等でヘイトスピーチが行われるおそれがないか、必要に応じ、チラシ、ウェブページ等で、情報収集すること。

4 利用当日の対応

- (1) ヘイトスピーチが行われることのないよう、必要に応じ、利用状況を確認すること。
- (2) 利用状況を確認した結果、ヘイトスピーチが認められた場合は、許可を受けた者に対し、ヘイトスピーチをやめるよう口頭で求め、これに従わないときは、ヘイトスピーチをやめるよう指示書（様式例2）を手交すること。
- (3) (2)の指示に従わない場合は、許可を受けた者に対し、施設の利用をやめるよう中止命令書（様式例3）を手交すること。

〈命令を行う際の留意事項〉

- ・利用者の身体、展示物等に触れるなど、実力を行使しての中止は行わないこと。
 - ・ヘイトスピーチに該当するかどうか判断に迷うときは、無理に中止を求めないこと。
- (4) 集会等が利用開始日以降、相当程度継続する場合は、許可を取り消すこと。
 - (5) ヘイトスピーチが行われたとき（判断に迷うものを含む。）は、その事実を録音・録画等により、記録として残しておくこと。

5 その他

利用許可申請に対する不許可処分、利用の許可の取消処分及び利用の中止命令については、当該公の施設に係る設置管理条例（これに基づく規則を含む。）、愛知県行政手続条例等の規定に十分に留意すること。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
に係る参考情報

- ・ ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈に関する考え方として、法務省人権擁護局から、地方公共団体に対し、2016年12月27日に、典型的な具体例、該当性を判断する際の留意事項が示された。
- ・ この参考情報では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の典型的な例と考えられるものとして次の3つの類型が挙げられており、次の言動が「該当し得ると考えられる」としている。
- ・ ただし、「典型的な例と考えられるものを示すにとどめる」としており、どのような言動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかについては、事案ごとに、言動の背景、前後の文脈、言動の趣旨等の諸事情を個別具体的に判断する必要があり、一律には定められない。

「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。

例：「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」

「本邦外出身者を著しく侮辱する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものが該当すると解される。

例：特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ。

差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。

「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

例：「〇〇人はこの町から出ていけ」「〇〇人は祖国へ帰れ」

「〇〇人は強制送還すべき」

<参考> 愛知県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

（公の施設に関する指針）

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

（公表）

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

（審議会からの意見聴取等）

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。
- 二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあつては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。
- 三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあつては、同項の規定による公表の内容

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。